

家畜を飼育する皆様へ

〜頭羽数等に関する届出をお願いします〜

家畜伝染病予防法が改正され、家畜等（牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、鶏、うずら、あひる、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥）を飼育されている方は、毎年2月1日現在の頭羽数等について、届出書を提出していただくこととなっています。

この届出がなされない場合、罰則が適用される場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 届出先 鳥取県西部家畜保健衛生所
〒689-4213

西伯郡伯耆町金屋谷1540-17

2 提出期限

(1) 牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし

平成27年4月15日

(2) 鶏、うずら、あひる、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥

平成27年6月15日

3 届出様式の入手方法

・農林水産課（☎0858・58・6116）
・本庁総務課、大山支所総合窓口課および
鳥取県西部家畜保健衛生所窓口

鳥取県西部家畜保健衛生所ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/seibukaho>

4 問い合わせ先 鳥取県西部家畜保健

衛生所（☎0859・62・0140）

大人向けタブレット入門講習

- ◆日時 2月18日（水）17時30分～19時
- ◆場所 コミュニティスペースまぶや（大山町上市29）
- ◆定員 14人
- ◆対象 「タブレットって何?」「興味はあるけど…、触ってみたいけど…」という方を対象とした内容です。

※入門講習受講者を対象に『タブレット茶話会』（500円/回）も行っています。お茶を飲みながら、みんなでタブレットの疑問点を解決します。

- ◆申込・問い合わせ先
企画情報課未来づくり戦略室
（小谷・薮田）
☎0859-54-5202



通常の講座に参加するのが難しい方には、出張講座も承ります！

- 日 時：応相談
- 最低人数：原則5人以上
- 場 所：公民館など開講場所の確保をお願いします。

相続税法が改正されました

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

【主な改正点】

- 遺産に係る基礎控除額の引き下げ
3,000万円+ (600万円×法定相続人の数)
- 相続税の税率構造の見直し
最高税率の引上げなど



【相続税の税率構造】

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
～ 1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	700万円
1億円超 ～ 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 ～ 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 ～ 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超 ～	55%	7,200万円

www.nta.go.jp

詳しくは **国税庁** で **検索**